

## 人民裁判所法 一部条文改正法

### 1条 目的

本法律の目的は、人民裁判所法の一部条文改正の内容を明確に規定し、人民裁判所の業務執行が、柔軟に、現実と役割上の要求に合致することを保証するためである。

### 2条 改正された条文

改正された法律の条文内容は以下の通りである。

#### 1. 3条 用語の定義

本法律の中で使用されている用語の意味は以下の通りである。

- 「人民裁判所職員（バナックガン・サーンパサーソン）」とは、裁判所長、副所長、裁判部部長、副部長、裁判官、裁判官補、裁判所書記官（ジャーサーン）、技術職員ならびに運営職員のことである。
- 「裁判所の決定（カムトックロン・コーン・サーン）」とは、裁判所の命令、処分、第一審判決、上級審判決を意味する。
- 「裁判所の命令（カムサン・コーン・サーン）」とは、財産の押収命令あるいは差押命令、事件却下命令、連行命令、逮捕命令、仮釈放命令、調停結果執行命令、その他の命令など、事件手続に関して裁判所の出す決定の一つである。
- 「裁判所の処分（カムシーカート・コーン・サーン）」とは、裁判所、裁判部の権限による処分に関する裁判所の決定の一つである、事件の審査不受理、死刑判決、その他処分である。
- 「第一審判決（カムタッシン・コーン・サーン）」とは裁判所の決定の一つの種類で、第一審裁判での判決である。
- 「上級審判決（カムビパークサー・コーン・サーン）」とは裁判所の決定の一つの種類で、控訴審ならびに破棄審での判決のことである。
- 「事件当事者（クークワーム）」とは、事件における第三者を含む原告と被告を意味し、行政裁判においては双方関係者（クーコラニー）を意味する。
- 「その他保護人（プーポックポーンウーン）」とは、被疑者また被告、失踪者、民事事件における原告、あるいは民事における責任者の、正当な権利と利益を保護するため、事件手続を進めるに際して委任を受けまたは法律に沿って参加している者で、弁護士、組織機関の代表、夫あるいは妻、父、母、保護者あるいは近い親戚である。
- 「弁護士（タナーイクワーム）」とは、法律に沿って法律面における援助をして、事件当事者の正当な権利と利益を守るために、事件手続を進めるに際してこれに参加するように任命された個人を意味する。
- 「裁判所の召喚状（マーイヒアック・コーン・サーン）」とは、事件手続を進めることについて原告、被告、第三者、証人ならびに他の参加者を、召喚状の中で規定された日にち時間と場所に召喚するために裁判所から出される文書である。

11. 「裁判所の招待状（マーイヌーン・コーン・サーン）」とは、人民検察庁の長、組織、企業、専門家、熟練者、通訳者を招待状に日時と場所を記載し、裁判所に招聘するために、裁判所から出される文書である。
12. 「判例（パペーニーサーン）」とは、刑事事件における法律が明確には規定していない問題に関する、および民事、商事、労働、行政、家事ならびに少年事件における法律が規定していないか、または法律で規定されているが明確ではない問題に関する、最高人民裁判所の上級審判決であり、人民裁判所の各級裁判所がこれを拠り所とするためのものである。
13. 「裁判所書記官（ジャーサーン）」とは、事件ファイルの作成、管理、供述の記録、法廷記録の用意と記録ならびにその他の業務に於いて、委任に沿って裁判部を補助するために任命された人民裁判所の職員である。
14. 「確定判決（カムタッシン・サイダイヤーン・デットカート）」とは、原告、被告、第三者が控訴請求、破棄請求しなかった、あるいは人民検察院の長が異議申立てしていない第一審判決、控訴審の判決と、地域（パーク）人民裁判所ならびに最高人民裁判所の破棄審判決である。
15. 「組織外異動（ニョックニャーイ）」は、裁判所組織外にて新たな役職を任せられることである。
16. 「組織内異動（サップピアンボンパジャムカーン）」は、裁判所組織内で職場を異動することである。

## **2. 21条 最高人民裁判所の権限と責務**

最高人民裁判所は以下の権限と責務を持つ。

1. 最高人民裁判所は、地域（パーク）人民裁判所ならびに高等軍事裁判所が控訴審として審理した事件で、事件当事者に破棄請求された、あるいは人民検察の長ならびに軍検察の長によって異議申立てがなされた事件を破棄審として事件の法律面の審理を行う。
2. 命令、処分、第一審判決ならびに上級審判決で確定したものを再審として審理する。
3. 判例について助言する、自分が責任を持つ法律分野の内容を、地方人民裁判所ならびに軍事裁判所に説明する。
4. 人民裁判所ならびに軍事裁判所の事件審理に際して、法律面における正当さと統一性について助言と検査をする。
5. 全国における裁判所の管轄に関して研究する。
6. 確定された死刑第一審判決、上級審判決について、処分発出の検討を行う。
7. 研究業務を指揮し法律案、下位法令案を研究、提案する、国民議会常務委員会に法律の解釈を提言する。
8. 最高裁の裁判部の副部長、地方人民裁判所の裁判部部長、副部長の任命または解任を検討する。
9. 人民裁判所の裁判官補、書記官、運営職員の任命、組織外異動または解任について検討する。
10. 人民裁判所の職員の組織内異動について検討する。
11. 人民裁判所と軍事裁判所が正しく理解するように、裁判官総会議決議執行の解説書を作成し通達を発出する。
12. 地域（パーク）裁判所、県・都裁判所、児童裁判所、地区（ケート）裁判所の執行、統治、検査面と、上記裁判所の専門面について、指導と管理を行う。
13. 裁判所の組織、改革、管理運営上の問題解決のための必要な対策を立てる。
14. 裁判所の裁判官、裁判官補、裁判所書記官ならびに職員の育成業務を指揮する。

15. 裁判所の業務遂行を検査する、裁判所の業務実施を研究ならびに総括する、裁判統計業務を執行する、裁判統計分析書を作る、その他の業務を行う。
16. 人民裁判所の裁判官とそれ以外の職員の専門的役職任命につき、研究、提案、合意をする。
17. 司法と法律業務に関して諸外国と交流し協力する。
18. 定期的に国会に対して自身の活動ならびに業務遂行を総括し、報告する。
19. 法律内で規定されている通りに、その他の権限の行使と責務を遂行する。

### **3. 37条 選挙、任命、組織外異動、解職または組織内異動**

最高人民裁判所長官は国家主席の提言に沿って国民議会により選挙されあるいは解職される、そして国民議会の任期と同じ長さの任期を持つ。

最高人民裁判所副長官は、最高人民裁判所長官の提言に沿って国家主席により任命され、組織外異動されあるいは解職される。

最高人民裁判所の裁判官、裁判部長は、最高人民裁判所長官の提言に沿って、国民議会常務委員会によって任命され組織外異動されあるいは解職される。

地域（パーク）人民裁判所、県都人民裁判所、地区（ケート）人民裁判所の長官、副長官と人民裁判所裁判官は、最高人民裁判所長官の提言に沿って国民議会常務委員会によって任命され、組織外異動されあるいは解職される。

最高人民裁判所の裁判部副部長、地方裁判所の裁判部長、副部長は、最高人民裁判所長官によって任命あるいは解職される。

人民裁判所の裁判官補、裁判所書記官、専門官は、最高人民裁判所長官によって、任命され、組織外異動されあるいは解職される。

最高人民裁判所の裁判部部長、副部長；地域（パーク）裁判所、県都裁判所、地区（ケート）裁判所の長官、副長官；人民裁判所の裁判官、裁判官補、裁判所書記官、また人民裁判所の局長、副局長、研究所、官房、課、係の長、副長は、最高人民裁判所長官により組織内異動される。

### **4. 38条 最高人民裁判所長官の権限と責務**

最高人民裁判所長官は以下の権限と責務を有する。

1. 最高人民裁判所のすべての合議体における裁判長の席に座ること。
2. 最高人民裁判所業務、裁判官評議会業務、裁判官総会業務の指導統率をする、そして裁判官評議会と裁判官総会の会議招集を行う。
3. 国民議会が閉会している間、国民議会あるいは国民議会常務委員会に対して人民裁判所と軍事裁判所の組織状況と業務活動を報告する。
4. 国家主席に最高人民裁判所副長官の任命、組織外異動あるいは解職の提言をする。
5. 国民議会に対して、裁判官評議会メンバーの任命、組織外異動あるいは解職について検討承認を提言する。
6. 国民議会常務委員会に対し、最高人民裁判所の裁判部長の任命、組織外異動あるいは解職につき検討承認を提言する。

7. 各級の人民裁判所の裁判官総数を規定する、国民議会常務委員会に対し、最高人民裁判所の裁判官、下級人民裁判所の長官、副長官ならびに裁判官の任命、組織外異動あるいは解職を検討するよう提言する。
8. 地区（ケート）裁判所と地域（パーク）裁判所の責任範囲ならびに所在地について決定する。
9. 全国で正しくそして統一されるように、人民裁判所の責任のなかで、法律ならびに事件手続に関する通達、説明書を発出する。
10. 裁判所の確定した死刑判決に関して処分を発出する。
11. 全国において裁判所の管轄に関する処分を発出する。
12. 研究業務を指揮し、そして法律草案、その他の法令を提案し、そして国民議会常務委員会に法律解釈を提案する。
13. 最高人民裁判所の裁判部副部長、下級裁判所の裁判部長、副部長の任命と解職を行う。
14. 人民裁判所の、局長、副局長、研究所、官房、課、係、ユニットの長、副長、裁判官補、裁判所書記官の任命、組織外異動あるいは解職を行う。
15. 最高人民裁判所の裁判部部長、副部長；地域（パーク）裁判所、県都裁判所、地区（ケート）裁判所の長官、副長官、裁判官、裁判官補、裁判所書記官、裁判所その他職員、また全国の裁判所局長、副局長、研究所、官房、課、係、ユニットの長、副長の組織内異動を行う。
16. 最高人民裁判所と下級裁判所の運営部門を規定する。
17. 法律の中で規定されているように権限を行使し、責務を遂行する。

### 3条 法律の内容一部差替

本法の内容は、2017年11月10日付人民裁判所法（番号22号／国会）の第3条、21条、37条、及び38条に代わるものである。

### 4条 発効

この法律は、2022年8月25日から数えて、ラオス人民民主共和国国家主席が公布国家主席令を出し、そして政府官報に記載された後に発効する。

国民議会議長

Dr. サイソムポーン・ポムヴィーハーン